

動物の幸せのために、知人以外の人に譲渡する時、ぜひチェックしてください

犬・猫の譲渡に関するチェックリスト

■ 譲受者の運転免許証等の確認

- 運転免許証を見せない相手には渡さない
- 写真と同一人物か確認する
- 氏名、生年月日、現住所を記録する
- 番号(12桁)、有効期限を記録する
- 連絡先電話番号を記録する

■ 譲渡時

- 猫の譲渡は室内飼い出来る相手に限る。犬はこの限りではない
- 運転免許証記載の住所に譲渡者が届ける、その際室内飼い出来る家であるか確認する
- 運転免許証の住所と現住所が違う相手には渡さない
- 出来るだけ、動物と譲受者の写真を撮り、保管する
- 健康状態等を確認するため、譲渡後1週間又は一か月及び1年後に面談の約束をしてもらう

■ 譲渡後

- 譲受者は、動物が1年以内に病気、ケガ、死亡、所在不明となった場合は譲渡者に連絡する
- 譲渡者は、約束したにもかかわらず面談を拒否されたり、1年以内に動物が死亡、所在不明になった場合は協会に連絡する

■ その他

- 遠方からの申出やインターネット上での譲渡等、確認困難な場合は譲渡しない
- 相手に取りに来てもらうのは極めて危険です

動物の里親詐欺を防ぐためよろしければ、譲渡の実状を協会に連絡して下さい

- 取得した個人情報譲渡ガイドラインに基づき協会で厳正に管理されます
- 協会は、譲受者が過去に譲受した履歴がある場合、譲受者に現況を確認します
- 協会は、現況確認により問題がある場合は、譲渡者に譲渡しないよう伝えることがあります
- 協会は、履歴がない場合、履歴はあるが問題がない場合、その旨を譲渡者に伝えます